電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト (CRYPTREC暗号リスト)

平成25年3月1日 デジタル庁・総務省・経済産業省 (最終更新:令和4年3月30日)

電子政府推奨暗号リスト

暗号技術検討会¹及び関連委員会(以下、「CRYPTREC」という。)により安全性及び実装性能が確認された暗号技術²について、市場における利用実績が十分であるか今後の普及が見込まれると判断され、当該技術の利用を推奨するもののリスト。なお、利用する鍵長について、「暗号強度要件(アルゴリズム及び鍵長選択)に関する設定基準」⁵の規定に合致しない鍵長を用いた場合には、電子政府推奨暗号リストの暗号技術を利用しているとは見なされないことに留意すること。

技術分類		暗号技術
		DSA
	署名	ECDSA
		RSA-PSS ^(注1)
公開鍵暗 号		RSASSA-PKCS1-v1_5 ^(注1)
	守秘	RSA-OAEP ^(注1)
	独 + 左	DH
	鍵共有	ECDH
	64ビットブロック暗号(注2)	該当なし
│ │ 共通鍵暗号	128ビットブロック暗号	AES
六四姓阳万	120にツトノロツソ阳 号	Camellia
	ストリーム暗号	KCipher-2
		SHA-256
ハッシュ関数		SHA-384
		SHA-512
	秘匿モード	CBC
		CFB
 暗号利用モード		CTR
		OFB
	認証付き秘匿モード(注13)	CCM
		GCM ^(注4)
メッセージ認証コード		CMAC
		HMAC
認証暗号		該当なし
エンティティ認証		ISO/IEC 9798-2
		ISO/IEC 9798-3

1_

[「]デジタル庁統括官、総務省サイバーセキュリティ統括官及び経済産業省商務情報政策局長が有識者の参集を求め、暗号技術の普及による情報セキュリティ対策の推進を図る観点から、専門家による意見等を聴取することにより、デジタル庁、総務省及び経済産業省における施策の検討に資することを目的として開催。

² 暗号利用モード、メッセージ認証コード、エンティティ認証は、他の技術分類の暗号技術と組み合わせて利用することとされているが、その場合、CRYPTREC暗号リストに掲載されたいずれかの暗号技術と組み合わせること。

⁵ CRYPTREC, 暗号強度要件(アルゴリズム及び鍵長選択)に関する設定基準, https://www.cryptrec.go.jp/list.html

- (注1) 「政府機関の情報システムにおいて使用されている暗号アルゴリズムSHA-1及び RSA1024に係る移行指針」(平成20年4月情報セキュリティ政策会議決定、平成24年 10月情報セキュリティ対策推進会議改定)を踏まえて利用すること。 https://www.nisc.go.jp/pdf/policy/general/angou_ikoushishin.pdf (平成25年3月1日現在)
- (注2) CRYPTREC暗号リストにおいて、64ビットブロック暗号により、同一の鍵を用いて暗号化する場合、2²⁰ブロックまで、同一の鍵を用いてCMACでメッセージ認証コードを生成する場合、2²¹ブロックまでとする。
- (注4) 初期化ベクトル長は96ビットを推奨する。
- (注13) CRYPTREC暗号リスト掲載のブロック暗号を、認証付き秘匿モードと組み合わせて、「認証暗号」として使うことができる。

推奨候補暗号リスト

CRYPTRECにより安全性及び実装性能が確認され、今後、電子政府推奨暗号リストに掲載される可能性のある暗号技術³のリスト。なお、本リストに記載されている暗号技術を利用する際は、「暗号強度要件(アルゴリズム及び鍵長選択)に関する設定基準」⁶の規定に合致する鍵長を用いることが求められることに留意すること。

技術分類		暗号技術	
	署名	EdDSA	
公開鍵暗 号	守秘	該当なし	
	鍵共有	PSEC-KEM ^(注5)	
		CIPHERUNICORN-E	
	64ビットブロック暗号(注6)	Hierocrypt-L1	
		MISTY1	
		CIPHERUNICORN-A	
 共通鍵暗号	 128ビットブロック暗号	CLEFIA	
大型蜒阳与	1200 グドノロググ順 与	Hierocrypt-3	
		SC2000	
		Enocoro-128v2	
	ストリーム暗号	MUGI	
		MULTI-S01 ^(注7)	
		SHA-512/256	
		SHA3-256	
 ハッシュ関数		SHA3-384	
ハワノユ国奴		SHA3-512	
		SHAKE128 ^(注12)	
		SHAKE256 ^(注12)	
暗号利用モード	秘匿モード	XTS ^(注17)	
ᄩᄼᄭᇄᅩ	認証付き秘匿モード(注14)	該当なし	
メッセージ認証コード		PC-MAC-AES	
認証暗号		ChaCha20-Poly1305	
エンティティ認証		ISO/IEC 9798-4	

- (注5) KEM (Key Encapsulating Mechanism) DEM (Data Encapsulating Mechanism) 構成における利用を前提とする。
- (注6) CRYPTREC暗号リストにおいて、64ビットブロック暗号により、同一の鍵を用いて暗号化する場合、2²⁰ブロックまで、同一の鍵を用いてCMACでメッセージ認証コードを生成する場合、2²¹ブロックまでとする。
- (注7) 平文サイズは64ビットの倍数に限る。
- (注12) ハッシュ長は256ビット以上とすること。
- (注14) CRYPTREC暗号リスト掲載のブロック暗号を、認証付き秘匿モードと組み合わせて、「認証暗号」として使うことができる。
- (注17) ブロック暗号には、CRYPTREC暗号リスト掲載128ビットブロック暗号を使う。利用用 途はストレージデバイスの暗号化に限り、実装方法はNIST SP800-38Eに従うこと。

³ 暗号利用モード、メッセージ認証コード、エンティティ認証は、他の技術分類の暗号技術と組み合わせて利用することとされているが、その場合、CRYPTREC暗号リストに掲載されたいずれかの暗号技術と組み合わせること。

⁶ CRYPTREC, 暗号強度要件(アルゴリズム及び鍵長選択)に関する設定基準, https://www.cryptrec.go.jp/list.html

運用監視暗号リスト

実際に解読されるリスクが高まるなど、推奨すべき状態ではなくなったと CRYPTRECにより確認された暗号技術がのうち、互換性維持のために継続利用を容認 するもののリスト。互換性維持プ以外の目的での利用は推奨しない。なお、本リストに 記載されている暗号技術を利用する際は、「暗号強度要件(アルゴリズム及び鍵長選 択)に関する設定基準 18の規定に合致する鍵長を用いることが求められることに留意 すること。

技術分類		暗号技術
	署名	該当なし
公開鍵暗 号	守秘	RSAES-PKCS1-v1_5 ^{(注8)(注9)}
	鍵共有	該当なし
	64ビットブロック暗号(注15)	3-key Triple DES
共通鍵暗 号	128ビットブロック暗号	該当なし
	ストリーム暗号	該当なし
ハッシュ関数		RIPEMD-160
		SHA-1 ^(注8)
暗号利用モード	秘匿モード	該当なし
喧亏利用七一\ 	認証付き秘匿モード ^(注16)	該当なし
メッセージ認証コード		CBC-MAC ^(注11)
認証暗号		該当なし
エンティティ認証		該当なし

- 「政府機関の情報システムにおいて使用されている暗号アルゴリズムSHA-1及び (注8) RSA1024に係る移行指針」(平成20年4月 情報セキュリティ政策会議決定、平成24 年10月情報セキュリティ対策推進会議改定)を踏まえて利用すること。 https://www.nisc.go.jp/pdf/policy/general/angou_ikoushishin.pdf (平成25年3月1日現在)
- (注9) TLS 1.0, 1.1, 1.2で利用実績があることから当面の利用を認める。
- 安全性の観点から、メッセージ長を固定して利用すべきである。 (注11)
- (注15) CRYPTREC暗号リストにおいて、64ビットブロック暗号により、同一の鍵を用いて暗 号化する場合、2²⁰ブロックまで、同一の鍵を用いてCMACでメッセージ認証コードを 生成する場合、221ブロックまでとする。
- (注16) CRYPTREC暗号リスト掲載のブロック暗号を、認証付き秘匿モードと組み合わせて、 「認証暗号」として使うことができる。

⁴ 暗号利用モード、メッセージ認証コード、エンティティ認証は、他の技術分類の暗号技術と組み合わせて利用することとされてい るが、その場合、CRYPTREC暗号リストに掲載されたいずれかの暗号技術と組み合わせること。

⁷ 既に稼働中のシステムやアプリケーション等との間での相互運用を継続すること

[®] CRYPTREC, 暗号強度要件(アルゴリズム及び鍵長選択)に関する設定基準, https://www.cryptrec.go.jp/list.html

変更履歴情報

変更日付	変更箇所	変更前の記述	変更後の記述
平成27年	(注10)	128-bit RC4は、SSL(TLS1.0	互換性維持のために継続利用を
3月27日		以上)に限定して利用するこ	これまで容認してきたが、今後は
		と。	極力利用すべきでない。SSL/TLS
			での利用を含め、電子政府推奨暗
			号リストに記載された暗号技術へ
			の移行を速やかに検討すること。
平成28年	推奨候補暗号リスト	該当なし	SHA-512/256
3月29日	(技術分類:ハッシュ		SHA3-256
	関数)		SHA3-384
			SHA3-512
-			SHAKE256 ^(注12)
	(注12)	[新規追加]	ハッシュ長は256ビット以上とする
			こと。
平成29年	推奨候補暗号リスト	SHA-512/256	SHA-512/256
3月30日	(技術分類:ハッシュ	SHA3-256	SHA3-256
	関数)	SHA3-384	SHA3-384
		SHA3-512	SHA3-512
		SHAKE256 ^(注12)	SHAKE128 ^(注12)
			SHAKE256 ^(注12)
平成30年	(注2)	より長いブロック長の暗号が	CRYPTREC暗号リストにおいて、
3月29日	(注6)	利用できるのであれば、128	64ビットブロック暗号により、同一
		ビットブロック暗号を選択する	の鍵を用いて暗号化する場合、220
		ことが望ましい。	ブロックまで、同一の鍵を用いて
	(注15)	[新規追加]	CMACでメッセージ認証コードを生
			成する場合、221ブロックまでとす
-			る。
	電子政府推奨暗号リ	3-key Triple DES ^(注3)	該当なし
	スト(技術分類:共通		
-	鍵暗号)		
	(注3)	3-key Triple DESは、以下の	[削除]
		条件を考慮し、当面の利用を	
		認める。	
		1) NIST SP 800-67として規	
		定されていること。	
		2) デファクトスタンダードとし	
		ての位置を保っていること。	
	運用監視暗号リスト	該当なし	3-Key Triple DES ^(注15)
	(技術分類:共通鍵		
	暗号)		
	電子政府推奨暗号リ	[技術分類の新設]	技術分類:認証暗号
	スト		暗号技術:該当なし
	推奨候補暗号リスト		技術分類:認証暗 号
			暗号技術: ChaCha20-Poly1305
	運用監視暗号リスト		技術分類:認証暗号
			暗号技術:該当なし

	(注13) (注14) (注16)	[新規追加]	CRYPTREC暗号リスト掲載のブロック暗号を、認証付き秘匿モードと組み合わせて、「認証暗号」として使うことができる。
	電子政府推奨暗号リスト(見出し) 推奨候補暗号リスト (見出し) 運用監視暗号リスト (見出し)	名称	暗号技術
令和2年 12月21日	推奨候補暗号リスト (技術分類:暗号利 用モード 秘匿モー ド)		XTS ^(注17)
	(注17)	[新規追加]	ブロック暗号には、CRYPTREC暗号リスト掲載128ビットブロック暗号を使う。利用用途はストレージデバイスの暗号化に限り、実装方法はNIST SP800-38Eに従うこと。
令和3年 4月1日	運用監視暗号リスト (技術分類:共通鍵 暗号)	128-bit RC4 ^(注10)	該当なし
	(注10)	互換性維持のために継続利用をこれまで容認してきたが、今後は極力利用すべきでない。TLSでの利用を含め、電子政府推奨暗号リストに記載された暗号技術への移行を速やかに検討すること。	[削除]
令和4年	文書クレジット	総務省·経済産業省	デジタル庁・総務省・経済産業省
3月30日	推奨候補暗号リスト (技術分類:公開鍵 暗号 署名)	該当なし	EdDSA
	電子政府推奨暗号リスト(本文)		れた暗号技術について、市場における利用実績が十分であるか今後の普及が見込まれると判断され、当該技術の利用を推奨するも

	le . = -, . =	[= , = -, , = , , , , , , , , , , ,]
電子政府推奨暗号リ		「暗号強度要件(アルゴリズム及び
スト(本文)	ム及び鍵長選択)に関する設 定基準]	鍵長選択)に関する設定基準」 ⁵
電子政府推奨暗号リ スト(脚注)	該当なし	⁵ CRYPTREC, 暗号強度要件(アルゴリズム及 び鍵長選択)に関する設定基準, https://www.cryptrec.go.jp/list.html
推奨候補暗号リスト		CRYPTRECにより安全性及び実装
(本文)	び実装性能が確認され、今後、電子政府推奨暗号リスト	性能が確認され、今後、電子政府 推奨暗号リストに掲載される可能
	に掲載される可能性のある 暗号技術のリスト。	性のある暗号技術のリスト。なお、 本リストに記載されている暗号技
		術を利用する際は、「暗号強度要
		件(アルゴリズム及び鍵長選択)に
		関する設定基準」の規定に合致す
		る鍵長を用いることが求められる ことに留意すること。
推奨候補暗号リスト	「暗号強度要件(アルゴリズ	「暗号強度要件(アルゴリズム及び
(本文)	ム及び鍵長選択)に関する設	鍵長選択)に関する設定基準」6
	定基準」	
推奨候補暗号リスト	該当なし	⁶ CRYPTREC, 暗号強度要件(アルゴリズム及
(脚注)		び鍵長選択)に関する設定基準, https://www.cryptrec.go.jp/list.html
 運用監視暗号リスト	 実際に解読されるリスクが高	実際に解読されるリスクが高まる
(本文)	まるなど、推奨すべき状態で	など、推奨すべき状態ではなくなっ
(本文)	はなくなったとCRYPTRECに	たとCRYPTRECにより確認された
	より確認された暗号技術のう	暗号技術のうち、互換性維持のた
	ち、互換性維持のために継	めに継続利用を容認するもののリ
	続利用を容認するもののリス	
	ト。互換性維持以外の目的で	
	の利用は推奨しない。	に記載されている暗号技術を利用
		する際は、「暗号強度要件(アルゴ
		リズム及び鍵長選択)に関する設
		定基準」の規定に合致する鍵長を
		用いることが求められることに留
		意すること。
運用監視暗号リスト (本文)	互換性維持	互換性維持 ⁷
運用監視暗号リスト	該当なし	
(脚注)		との間での相互運用を継続すること
運用監視暗号リスト		「暗号強度要件(アルゴリズム及び
(本文)	ム及び鍵長選択)に関する設 定基準」	鍵長選択)に関する設定基準」8
運用監視暗号リスト	該当なし	⁸ CRYPTREC, 暗号強度要件(アルゴリズム及
(脚注)		び鍵長選択)に関する設定基準,
		https://www.cryptrec.go.jp/list.html